

# マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資のご案内

## マル経融資とは

商工会議所の経営指導を受けている商工業者（小規模事業者）が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。  
無担保・無保証人・低金利の3拍子揃った独自の融資制度です。

## 新型コロナウイルス対策マル経融資とは

新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月等の売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間▲0.5%引下げでご利用いただける融資制度です。

【取扱期間 令和6年6月末まで延長】

融 資  
限度額

一般枠  
2,000万円

新型コロナウイルス対策別枠  
1,000万円

※本別枠で既往マル経の借り替えは可能です。

利 率

運転資金・設備資金  
1.25%  
※令和6年4月1日時点

別枠運転資金・別枠設備資金  
▲0.5%引下げ

※当初3年間、左記の経営改善利率から引下げます。

返 済  
期 間

運転資金・設備資金  
7年以内 10年以内

別枠運転資金・別枠設備資金  
20年以内 20年以内

据 置  
期 間

運転資金・設備資金  
1年以内 2年以内

別枠運転資金・別枠設備資金  
5年以内 5年以内

ご利用  
資 格

- ・常時使用する従業員が20名以下。（商業・サービス業は5名以下の法人・個人事業主）
- ・刈谷市内で1年以上、同一事業を行っていること。
- ・当所の経営指導を原則6ヶ月以上受けていること。
- ・所得税、県市民税その他の税を滞納がないこと。
- ・日本政策金融公庫の融資対象であること。
- ・当所の推薦が必要です。

### 《対象要件》

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高又は過去6ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること。

## 賃上げ貸付利率特例制度

要 件

この制度は、「雇用者給与等支給額が一定以上増加する見込みがある」又は「既に増加している」事業者を対象に、貸付後2年間の利率を0.5%引き下げる特例制度です。

※本特例制度は、一般マル経のみに適用されます。

## 【お問合せ先】

刈谷商工会議所 中小企業相談所 TEL:0566-21-0370

## 【相談から借入まで～ご融資の流れ～】

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ①当所へご相談             | ⑥日本政策金融公庫の審査         |
| ②借入金申込書・必要書類の提出     | ⑦借入契約書の締結            |
| ③当所経営指導員による事業所の実訪調査 | ⑧融資実行                |
| ④当所推薦に係る審査          | ⑨経営指導員による融資後のフォローアップ |
| ⑤日本政策金融公庫へ推薦        |                      |

## 【必要書類一覧（借入申込書を除く）】

個人事業主の方	法人の方
《青色申告の方》 前年・前々年の青色申告決算書および確定申告書 《白色申告》 前年・前々年の収支内訳書および確定申告書	前期・前々期の税務申告書一式 (決算書、確定申告書、勘定科目内訳書等)
決算後6カ月以上経過の場合は最近の残高試算表	決算後6カ月以上経過の場合は最近の残高試算表
所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書 ※所得税の納税証明書を税務署にて取得する場合は、「納税証明書(その2)」の摘要欄に事業所得の記載ありと依頼してください。	法人税・事業税・法人住民税の領収書または納税証明書
	履歴事項全部証明書
見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)	見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)
事業主名義の不動産をお持ちの方で初回の申込の場合は不動産謄本(全部事項証明書)	代表者名義の不動産をお持ちの方で初回の申込の場合は不動産謄本(全部事項証明書)
金融機関等に借入金がある場合、その返済予定表	金融機関等に借入金がある場合、その返済予定表
許認可業種の場合、その許可書	許認可業種の場合、その許可書

※上記以外の必要書類はご相談時に別途ご案内いたします。

### ※新型コロナウイルス対策マル経融資を希望される方は、下記の書類もご準備ください。

- ・最近1か月または直近6ヶ月平均の売上高が分かるもの（月次決算書、試算表、売上帳簿など）
- ・前5年のいずれかの年の同期と比較できるもの（月次決算書、試算表、売上帳簿など）

### ※賃上げ貸付利率特例制度の対象となる方は、下記についてご承知おきください。

- ・「チェックシート」「賃上げ計画書」「賃上げ報告書」等の提出が必要です。
- ・雇用者給与等支給額が2.5%以上増加していなかった場合は、借用証書に記載された利率からの0.5%の控除を取り消し、貸付当初に遡って当該控除を取り消した分の差額利息を支払うこととなりますのでご注意ください。